

第3期横浜市子ども・子育て会議 第11回保育・教育部会
 第31期横浜市児童福祉審議会 第11回保育部会
 合同会議 会議録

| | |
|------|---|
| 日 時 | 平成30年8月9日（木）午後6時10分～午後7時30分 |
| 開催場所 | マツ・ムラホール |
| 出席者 | 神長美津子部会長、石井章仁副部会長委員、尾木まり委員、菊池朋子委員、木元茂委員、天明美穂委員、長谷山景子委員 |
| 欠席者 | 松本純子委員、樋口眞砂子委員 |
| 開催形態 | 公開（傍聴者なし）※一部非公開 |
| 議 題 | 報告事項＜公開案件＞ （1）「横浜市支給認定及び利用調整に関する基準」の改正について 議事＜非公開案件＞ （1） 私立幼稚園2歳児受け入れ推進事業の事業者選定について （2） 内装整備費補助に伴う保育所の認可及び補助金交付先法人の審査について （3） 法人の自主財源による整備に伴う新設保育所の認可について その他 |

報告事項＜公開案件＞

（1）「横浜市支給認定及び利用調整に関する基準」の改正について

○事務局

（資料5『横浜市支給認定及び利用調整に関する基準の見直しについて』に基づき説明）

○神長部会長

ただいまの御説明につきまして、質問、意見がございましたらお願いいたします。

○村田委員

別表3の調整指数一覧表、マイナス1というふうに改正の案でなっていますが、この内容についても1度御説明いただけますでしょうか。

○事務局

昨年度決めましたランクを1つ引き上げるという取り扱いについては引き続き行ってまいります。Bランクの方はA、Cランクの方はBというような形になります。

まず、それを前提といたしまして、18ページの参考資料2の表をごらんいただきたいと思います。例示として、保育士の子の優先的取り扱い適用前のランクの方を2パターンお示ししております。まず、Bランクということで、既に就労している保育士の方がいる場合、それと、Eランク、これから就労を開始する保育士の方、常勤相当で内定がとれている方の2パターンをお示ししておりますが、上のBランクの方は、これまでの優遇策を適用しましてAランク、1つランクが上がる形になります。Eランクの方は、これまでの適用策ですとDランクになるんですけども、今回御提案させていただいている新しい基準が適用されますとAランクになります。そうなりますと、2人の方が同じランク

になってしまって、場合によってはそのほかの調整指数がつくことで、元々Eランクの方がBランクの方よりも優先されてしまう事態が出てしまうことがあります。そうすると公平性に欠けるのではないかと、新しい取り扱いを適用される方は、一律にマイナス1を適用するという形で考えていきたいということです。

○神長部会長

よろしいでしょうか。

○村田委員

はい。

○神長部会長

それでは、そのほかに御質問等がございましたら、お願いいたします。

○木元委員

月20日以上かつ週35時間以上ということになると、例えば育休が明けて、1日6時間程度とかいうことで短時間勤務を希望される方なんかもきっといらっしゃると思います。そうすると週30時間の勤務になりますが、そういう方というのは、このAランクには当然該当しないですね。

○事務局

そうですね。あくまでも常勤相当という方をAランクにしていけますので、それ以外の方はこれまでのワンランクアップが適用されるという形になります。

○木元委員

保育士が足りないから仕方がないと思うんですが、せつかくある短時間勤務という制度も利用させてもらえないでずっと働けと言われていたかのようで、いかなものかなと思いました。

あわせて、保育士だけがこのように特別、例えば小学校の教諭であったり、看護師さんだとか、いろんな職種の方とのバランスを考えると、ある程度の期間を限定するとか、こういうタイミング、今足りない時期だからしょうがないねということがないと、ずっとこの部分だけがAランクでということになると、ほかの職種につかれている方々のモチベーションが下がるのではないかとというのがちょっと心配だなと思いました。

○神長部会長

様子を見てという先ほどの説明があったかと思いますが、また、待機児童対策等が何らかの形で少しゆとりができたときには検討していただければと思います。よろしいでしょうか。

○新堀委員

この利用調整は、平成30年も保育士については変わっているということだったんですが、その都度その都度見直されているものなのかを教えてくださいということと、市外在住者はわかるんですけども、派遣職員を除くとしたことの意味を教えてくださいと思います。

○事務局

利用調整基準については、都度都度、社会情勢の変化に合わせて、今回の保育士への優遇に限らず、見直しをかけているところです。

○事務局

派遣職員につきましては、現状として活用しているのは重々承知しているところです。昨年度の優先的取り扱いを入れたときにも派遣職員については議論になりましたけれども、やはり定着というところの観点から、園との直接雇用職員の採用を目的としていますので派遣職員は除くということをお示したところです。

○新堀委員

決定のプロセスで意見公募を行ってと聞いたんですが、それはどのような目的でどのくらいの期間でされるのでしょうか。

○事務局

意見公募につきましては、昨年度と同様に、こちらの児童福祉審議会での御意見をいただきました後に、1カ月程度意見公募の期間を設けてやっていきたいと考えております。8月の来週くらいから、1カ月程度実施したいと考えております。

○新堀委員

誰でも意見が言える枠組みということですか。

○事務局

そうです。

以降、非公開案件

〔配付資料〕

- 資料1 横浜市子ども・子育て会議保育・教育部会、第31期横浜市児童福祉審議会保育部会 委員名簿
- 資料2 横浜市子ども・子育て会議保育・教育部会、児童福祉審議会保育部会 事務局名簿
- 資料3 横浜市子ども・子育て会議条例、横浜市子ども・子育て会議運営要綱
- 資料4 横浜市児童福祉審議会条例、横浜市児童福祉審議会運営要綱
- 資料5 横浜市支給認定及び利用調整に関する基準の見直しについて